

消費税率引き上げへの対応について

日頃より練馬区政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。令和元年10月1日に予定される消費税率引き上げへの対応についてご案内いたします。

お手数をおかけいたしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

1 消費税率引き上げへの対応

※すでに配付している「消費税率引き上げに係る特記仕様書」または「単価契約に係る特記仕様書」に基づく対応となります。

(1) 課税対象業務のみの案件

【総価契約】・消費税を除く本体価格総額での入札や見積もりを依頼した案件

【単価契約】・単価が1項目で、消費税を除く単価で入札や見積もり依頼した案件
・単価が複数項目あり、消費税を除く単価に予定数量を乗じた総額に、さらに税率8%を加算した金額で入札・見積もりを依頼した案件

引き上げ後の税率を適用させた支払金額を即時に明らかにできるため、支払額が増額することについて契約変更等の手続きは行いません。

ただし、御社のご希望により、税率引き上げ後の支払額について、契約変更による書面の取り交わしを必要とされる場合は、別途協議させていただきますので、その際は区の事業担当者までお申出をお願いいたします（お申出の期限等はございませんので、必要に応じてご対応ください）。

(2) 課税対象業務と課税対象外業務が混在する案件／売却案件

（消費税込みでの総額または単価で、入札・見積もりを依頼した案件）

税率引き上げ後の契約金額については、後日契約変更にて対応をさせていただきます。

(3) 令和元年9月30日までに引渡し予定の賃貸借案件

税率引き上げ以降も税率8%が適用されるため、対応の必要はありませんが、これによりがたい場合には、別途協議させていただきます。

2 支払内訳書作成について

(1) 作成対象案件

下記の全てを満たす案件が対象です。

- ア 課税取引のみであること
- イ 総価契約であること
- ウ 契約金額を分割して支払うこと

※上記以外の案件では、原則として「支払内訳書」の作成は不要ですが、内容に応じて必要と判断した場合、区の事業担当者より作成を依頼することがあります。

(2) 記載内容

別紙の作成例を参考に、消費税率引き上げ前と、消費税率引き上げ後の金額を併記した支払内訳書を作成してください。

支払内訳書は支払時の参考資料とさせていただきますので、契約書には綴じこまないでください。(綴じこんだ場合で、後日記載に誤りがあった場合には、契約変更等の手続きが必要になりますので、ご注意ください。)

※支払回数や支払金額等については、事業担当課とご調整ください。

※ひな形は練馬区ホームページからエクセルシートをダウンロードできます。

トップページ>事業者向け>契約・入札情報>書式集>支払内訳書(消費税10%対応用)

(3) 提出先

支払内訳書については、事業担当課に直接ご提出ください。